

議案第 1 1 1 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 170」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	377,000
2	424,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第 2 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 140」を「100 分の 147.5」に、「100 分の 170」を「100 分の 162.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	370,000
2	418,000
3	470,000

4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

級	給料月額（円）
1	185,400
2	212,900
3	252,900
4	272,300
5	287,400
6	312,800
7	354,500
8	387,600

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成26年4月1日から適用し、第1条の規定（任期付職員条例第8条第2項に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（規則への委任）

第4条 附則第2条及び第3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。